

令和5年度第1回大船渡市地域安全推進協議会 議事録

1 開催日時及び場所

- 日時 令和5年7月25日(火) 午前11時～正午
- 場所 カメリアホール(多目的ホール)

2 委員数 20人

3 出席者

- 委員 12人
 - ・ 江 刺 由紀子(気仙地区少年警察ボランティア協会)
 - ・ 小 畑 かよ子(大船渡市民生児童委員協議会)
 - ・ 及 川 久美子(大船渡市各種女性団体連絡協議会)
 - ・ 藤 原 り つ(大船渡市更生保護女性の会)
 - ・ 大 場 江利子(大船渡市小中学校長会)
 - ・ 伊 藤 英 子(気仙地区保護司会)
 - ・ 菊 池 まゆみ(大船渡商工会議所)
 - ・ 千 葉 智 子(大船渡市農業協同組合)
 - ・ 阿 部 なつ子(大船渡市交通指導隊)
 - ・ 舟 野 美智代(大船渡市交通安全母の会連合会)
 - ・ 早 野 洋 平(大船渡警察署生活安全課)
 - ・ 新 沼 徹(大船渡市市民生活部長)
- 事務局(大船渡市市民生活部市民環境課) 3人
 - ・ 鈴木 康 代(市民環境課長)
 - ・ 大 浦 公 友(主幹)
 - ・ 大和田 美 奈(主任)

4 議事の経過(協議内容等)

(1) 開 会

大浦主幹の司会により進行

(2) 会長あいさつ

江刺会長よりあいさつ

会長あいさつの後、大浦主幹より、今年度新たに委員に委嘱された方々4人を紹介した。

(3) 講 話

大船渡警察署交通課の阿部交通企画係長と生活安全課の早野課長が講師となり講話を行った。

① 「管内の交通事故発生状況等について」 講師：阿部交通企画係長

- 6月末の大船渡警察署管内の事故状況については、人身事故 21 件、死者 2 人、傷者 21 人、物損事故 413 件となっており、死者 2 人については、高齢者の単独事故での運転手がそれぞれ犠牲者となっている。
- 資料にはこのほかにも色々な数値が記載されているが、今年の特徴として、飲酒運転が管内で急増しており、6月末現在で 13 件であり、月平均で 2 件、昨年同期のほぼ倍となる数値となっている。
- 7月 15 日（土）から 24 日（月）まで「夏の交通事故防止県民運動」が展開されていたが、速報値として、この期間における管内の人身事故が 2 件、物損事故が 22 件で計 24 件の事故となっており、人身事故については軽傷で済んでいるものの、飲酒運転での検挙が 1 件あり、現時点では 14 件となっている。
そのため、交通課としては市と協力しながら、飲酒運転対策の計画を進めているので、委員各位の協力もお願いしたい。

【質問意見等】

〔江刺会長〕

自転車のヘルメット着用について、今年 4 月 1 日以降から努力義務となっているが、着用している方々が多くないように見受けられる。市内の着用状況についてお教え願う。

〔阿部交通企画係長〕

5 月に全国一斉に着用率の調査をしたが、県内、大船渡市とも着用率はまだ高い状況となっている。

全国的に、小学生と中学生は、これまで学校を通じて着用指導されているので、ほぼ 100%となっている。

高校生から大人になると着用率は下がるものの、お年寄りになると上がってきており、約 2 割程度の着用率となっているのが現状である。

今後も、定期的に全国の着用率を調査していくと思うので、それをもとに着用率を上げる活動が展開されると考えている。

② 「管内の治安情勢等について」 講師：早野生活安全課長（当日配付資料）

- 刑法犯認知件数は、減少傾向にあったものが昨年は増加に転じ、今年もその傾向

は続いており、6月末現在では県内、管内とも増加している。

管内の特徴としては、鍵かけの広報が功を奏しているのか、無施錠被害は無い。

その反面、多いのが、万引き犯罪であり、管内規模が同規模の釜石管内や久慈管内と比較しても突出して多い。

この傾向がこれからも続くようであれば、本協議会で万引き対策活動に取り組んでもよいと思う。

- 脅威事犯については横ばい傾向にあり、どうしても一定数の事犯は起きてしまうが、当協議会が行う防犯パトロールカード活動の効果もあってか、現時点で5件の発生に留まっており、良好に推移していると考えているし、うち3件については行為者も特定され、警告済となっている。
- 県内統計となるが、特殊詐欺については、6月末時点で計7件の被害が発生しており、昨年に比べてマイナス8件となっている。

気仙管内における被害は、今のところ無いが、これは認知いわゆる被害届を受けた件数が無いだけであって、実際には、電子マネーで振り込んでしまったという相談は受けている状況にあり、特殊詐欺事案が全然無いわけではない。

被害の特徴として、高齢者、固定電話、振り込み・電子マネーがキーワードとなっており、これは昔も今も変わっていない。

対策としては、幅広い世代への広報のほか、対象者に応じてポイントを絞った広報を考えており、幅広い世代への広報については、令和4年の県内の特殊詐欺被害世帯の家族構成を分析した結果、高齢者の一人世帯または二人世帯のみならず、周りにほかの家族も同居している世帯での被害もあったことから、ほかの世代にも同時に広報する必要がある。

また、昨年の傾向として、50代の女性に対する還付金詐欺被害が多いことや、最近多くなっているパソコンやスマホに対するサポート詐欺による電子マネーの振り込みが多いことから、対象者を絞った広報を行うものである。

このほか、防犯機能付き電話については、従来から効果があると広報しているほか、ナンバーディスプレイ等の無償化については、今年の5月からNTTにて、70歳以上の方や70歳以上の方と同居している人の持つ電話機が無償化となったもので、特殊詐欺に対する抵抗力を持ってもらう意味でも設置を薦める広報を行っている。

- 次に、少年のインターネット利用等に係る犯罪被害についてお話をさせていただく。

今の社会情勢で、少年のSNSに関わるトラブルが多いことは、委員各位ご承知のとおりである。

県内・管内における福祉犯被害についてお知らせするが、この福祉犯とは児童買春や少年福祉を害する犯罪を言う。

令和4年、岩手県では37件、うち管内では3件の被害があった。

そして、この3件全てがSNSに起因するものであり、それぞれ関係する法令・条例違反の被害に遭っていた状況である。

この起因となったSNSであるが、全国の統計では、そのほとんどがInstagramとツイッターによるものであり、半数以上を占めている。

- 結局、被害を防ぐためには、知らない者とSNSで連絡をせず、連絡してきた相手を疑い、信用しないこと、そして、個人情報をお教えしない、画像を送らないことであり、当たり前のことである。

相手は、ずる賢い大人であり、一度連絡を取り合ったら相手のペースに乗せられ、会ってしまったらもう引き戻せない。

14・15歳の中学生は、30・40代の大人と比べて人生経験は浅く、騙されるのは明らかであり、連絡を取ったらその時点で騙されているのは、特殊詐欺と同じ。

特殊詐欺も、連絡を取ってしまったら、どんなに知識がある人でも、相手のペースに乗せられ、信用してしまっている。

- 次にお話するのは、インターネット利用に関する意識調査である。

陸前高田市の調査結果を引用したものである。

「リ九高ルール」ということで、スマホの使い方みたいなルールがあるが、教育委員会が各学校を通じて共通ルールとして作ったものである。

ところが、ルールを知らない。

小1から中3までアンケートを取ったら、共通ルールとして作ったものを各学校で周知しているのに、ルールを知らないのが53%もいて、作った意義を達成するためには、これから児童、生徒及び家庭にどうやって普及していくかが課題である。

大船渡市でも、夏休み前に学校と警察による会議が行われ、スマホやネットの使い方に関するチラシを配布させていただいたが、陸前高田市の例からすれば、大船渡市でも安全な使い方については、児童、生徒及び家庭に浸透していないものと考ええる。

ここで、一つの普及例として、山形県米沢市の取組を紹介する。

米沢市では、「つなげっぺ」プロジェクトということで、警察、行政、学校等さまざまな団体が一体となってSNS被害防止に取り組んでいる。

例えば、皆で歌を作って、動画でSNSに掲載して共有するが、その動画作成には中学校の吹奏楽が入ったり、小学校の合唱が入ったり、地域の各団体の人が別場面で出演したり、地域一体となってネットやSNS被害の防止についての歌を作っている。

また、中学生が、小学校にネット利用について教えに行く。

大人が教えるのではなく、知識の要点を知っている中学生が、地元の小学生にネットの危険性を教えに行く。

そういったことをして、ネットの被害を防止しようということで、地域一体とな

って取り組んでいる事例がある。

もしかすると、大船渡市でもこういった取組が展開できれば、陸前高田市で作ったような使用ルールも周知しやすいかもしれないと思い、紹介させていただいた。

○ 次も陸前高田市のアンケートからの話となる。

アンケートの内容は、通信機器に関わって、困ったことや分からないことがあつたら親や先生に相談しているかというもの。

結果は、「していない」「あまりしていない」が14%で、つまり相談していないということになる。

14%という数字は、7人のうち1人ということになるので、1学級で言えば4～5人はネットを使って「危ないな、ネット怖いな、でも、まあいいや」と誰にも相談しておらず、将来のSNS被害の予備軍もしくは「寸前」となっている。

「困ったことはない」に至っては47%で、約半数となる数値であるが、本当にそうだろうか。

自分は使ってみて、困ったことに出くわすが、委員各位もあると思うがどうか。

α世代とかZ世代とか言って、スマホ等を使いこなせているのかもしれないが、もしかすると、目をつぶったり、自分で誤った処置をして、トラブルと認識していないことが危惧される。

○ 最後は、インターネットを「安全に使うとは」ということで書かせていただいた。

出典は、全日本防犯協会連合会で発刊している「月刊安心な街に」から引用させていただいた。

一つ目は、「人権意識を持って使う」というごく当たり前のことであり、ほか者への思いやりや想像力を豊かにすることが大事である。

汎用性が叫ばれ、そういう風になるよう子どもたちは教育されていると思うが、結局、相手の側に立って、「もしその言葉をぶつけられたらどう思うか」ということを考えることができず、だから傷つけてしまっている現状となっている。

二つ目は、「マナーや法律を守って使う」という、これも当たり前のことである。

よくあるのは、鍵をかけてブロックし、友達同士の内輪でしか見られないような状態にし、悪口を言ったり、色々なモラルに反する画像を共有したりして、鍵をかければバレないから大丈夫と考えている。

でも、本当に大丈夫だろうか。

誹謗、中傷を受けた友達がグループから抜けて、それを拡散してしまったら、もはやアウトとなり、法律違反の場合は相応の責任を伴うことが危惧される。

三つ目は、「相談先を知っている」ということが大事である。

これは、大人が子供のSOSをキャッチできるようになるということであり、子供の相談相手になれるような声かけが必要である。

具体的には、保護者や学校の先生が周囲の大人の代表となるが、もしかしたら、地域の大人が子供のSOSをキャッチできるようになれば、子供のSNS関連の

被害が防げるようになると思う。

そのためにも、相談相手になれるような声かけ、普段からの声かけが必要だと思う。

悩んで自殺する子どもたちも実際おり、子供の心理として、良い心、優しい心をもって、「保護者に自分のことで悲しい気持ちにさせてはいけない」というような考え方になるとのことである。

そうすると、保護者には相談できない、先生に怒られるのではないかと考えてしまう、そういった時に、第三の大人として、地域の大人が相談先になり得ると思う。

そうすれば、思い悩み、早まって自殺してしまうことが防げるし、地域の大人が、相談できる安全地帯に十分なり得ると思うことを述べ、私からの話を終わる。

【質問・意見等】

〔菊池委員〕

特殊詐欺における対策として、固定電話のナンバーディスプレイの無償化について分かる範囲でもう少し詳しくお教え願う。

〔早野生活安全課長〕

ナンバーディスプレイ対応の電話であれば、通常、月々のサービス料や基礎工事料金がかるが、それをNTTの計らいで無償提供しようとするもの。

サービスが受けられるようになれば、番号を見て、知らない番号からの電話には出ないことができるほか、非通知での電話は鳴らないようにすることもできる。

そうやって、犯人側との接触を断つことにより、被害を防ぐことができるというもの。

〔江刺会長〕

今後ますますデジタル社会が進んでいくが、自分や先輩方の世代は、どうもインターネットというものが苦手なようである。

若い人たちとのインターネットに関する知識の差がどんどん広がる中、ネット犯罪に関する相談を受けてもどう対処すべきか、どこにつないだらよいか迷ってしまう。

仮に警察や市役所に相談するにしても、何か身内の恥をさらすようで戸惑ってしてしまう人もいるので、何かアドバイスはないか。

〔早野生活安全課長〕

地域で、子供たちからのSOSをキャッチできればベストである話をしたが、大人の多くの方が、ネットに関しての知識が不足しているのは事実である。

そこで、自分が問題解決するのではなく、「自分は相談先につなげることができます」ということを子供らにアピールすることにより、地域の大人に相談できる環境が生まれるものと考えている。

つなげていただく先としては、警察署を始め市の少年センターや県にも色々な部署があり、それぞれに相談していただくことにより、青少年のネット被害が抑制されることになるので、ぜひ協力をお願いします。

(4) 協 議

― 防犯パトロールカードの作製・配布について ―

ここから江刺会長が議長となり進行

事務局の大浦主幹より、別添資料により説明

[事務局]

協議申し上げる防犯パトロールカードの作製・配布事業の趣旨であるが、昨今、県内で子どもや女性に対する声かけ事案等が多発しており、この中には、略取・誘拐や性犯罪等の重大な犯罪の前兆となるものもあり、地域における子どもや女性の安全確保が課題となっている。

そこで、子どもや女性が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、自動車の運転時に『ながらパトロール』を行えるよう、防犯パトロールカードを作製・配布し、子どもや女性の見守りと地域の防犯意識の高揚を図りたいというものである。

実施主体は、大船渡警察署の協力のもと当地域安全推進協議会が担い、作製枚数等については、後日、各委員が所属する団体から必要枚数を募り、作製したい。

カードの大きさはA5版とし、ラミネート加工を施し、昨年度と同じデザインを採用する。

パトロールカードの利用方法であるが、通勤や買い物等で市内を走行する際に、車両のダッシュボード等に掲示してもらい、「地域の目」による子どもと女性の見守り活動として使用願う。

なお、不審者や不審車両等を見つけた場合は、大船渡警察署（Tel.26-0110 ※緊急時は110）に通報することとし、くれぐれも自身に危害が及ぶような行動は慎むことをぜひお願いします。

本事業のこれまでの状況であるが、事業を開始した平成28年度から令和4年度末までに、委員各位の団体を通じて延べ2,151枚のカードを配布させていただいており、一定の抑止効果に結びついているものと考えている。

[江刺会長]

平成27年度以前の活動は、防犯に関する情報共有の場としての活動がメインであったが、28年度開催の協議会の中で、協議会として何かしらのアクションが起こせないかということが話し合われ、その結果、限られた予算の中で、安価でしかも効果的な活動が行えるものとしてスタートしたのが、このパトロールカードの作成・配布事業である。

過去には、配布先についても色々と意見をもらい、市内全部のコンビニへ配布したこともあった。

また、始めた当初は、赤色を基調としていたが、見えにくいということもあり、その後、濃い青色を基調としたデザインとなり、現在に至っている。

事務局から、今年度の取組について説明があったが、委員各位から意見を頂戴したいので、発言をお願いします。

これを掲げて運転することは、防犯だけでなく、自分の運転を戒めるという方向にも働き、交通安全にも一役買っていると思っている。

〔阿部委員〕

令和5年度の配布枚数の予定はどうなっているか。

〔事務局〕

できるだけ必要枚数は作成したいが、あまりにも数が多すぎる場合は、別途調整させていただきたい。

〔阿部委員〕

自分もパトロールカードを掲示しているが、会長が言うとおおり、交通安全に一役買っていると思うし、自営業をしているが、お客さんから「自分も欲しいのだが、どうすれば手に入るのか。」と聞かれることもある。

掲示していることで、見守る側の立場としてだけではなく、逆に見守られるという感じにもなるとのことで、良い取組だと言われた。

これから、子供たちは夏休みに入り、水の事故が多い時期を迎えるが、防犯、交通安全だけでなく、子供らの安全についての見守りも頑張っていきたいと考えている。

〔江刺会長〕

今の話では、協議会に留まらず、一般の方々への配布も考えてみてはどうかという意見だったが、これに対する事務局のコメントはどうか。

〔事務局〕

令和3年度で287枚、昨年度で約半分の149枚を配布している。

今年度は、3年度並みの約300枚を作成する方向で考えている。

確かに、一般の方々へ配ることも必要かと思うが、今年度は協議会委員の所属団体を中心に取り組み、余力の中で次のステップとして考えたい。

一般の方々への配布については、検討していきたい。

〔大場委員〕

子供たちの登下校時に見守ってくれる交通指導隊や防犯隊の方々の車を拝見すると、それぞれの車にパトロールカードが掲示されており、啓発意識が高いことがよく分かる。

近日中に市内校長会が予定されているので、そこで話題提供させていただきたい。

できる限り多くの方々に掲示してもらい、皆で子供たちの安全を見守っていることを伝えられればと思う。

〔早野課長〕

防犯パトロールカーについては、子供たちの安心感を醸成するという意味からも、これを付けている車がたくさん走っている地域をつくることが大事であり、そのためには、配布実績よりも掲示実績が重要視されると思う。

事務局としても、掲示方法について数々の例示をすることで、積極的に活用してもらう工夫が必要であり、場合によっては、警察署の交通課からアドバイスをもらってもよいのではないかな。

せっかく配布しても、ただ何となく積んでいて、そのうちコンソールボックスに入れられるのでは意味を成さないなので、活用されるような取組をぜひお願いしたい。

〔江刺会長〕

反対意見も無いようであるが、事務局（案）に基づき、今年度もパトロールカードの作成・配布事業を進めることに賛成の委員の挙手を願う。

<挙手全員>

〔江刺会長〕

挙手全員であるので、事務局はこれを進めるようお願いする。

<事務局より事務連絡>

(5) 情報交換

— 大船渡市消費生活センターにおける相談事例について —

事務局の大浦主幹より、別添資料により事例紹介

<意見・質疑はなし>

(6) その他

<なし>

(7) 閉 会